

お申込みにあたっては、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは

# 光証券株式会社

光証券株式会社 金融商品取引業者 近畿財務局長 (金商) 第30号 加入協会/日本証券業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 ■設定・運用は

## カレラアセットマネジメント株式会社

カレラアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第2636号 加入協会/一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会

## ファンドの特色

- 主として、カレラ 日本小型株式マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。) 受益証券への投資を通じて、日本の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。) している企業の株式のうち、原則として小型株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。
  - ※なお、日本の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)している企業の株式に 直接投資する場合があります。
- マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- 様式の銘柄選定にあたっては、事業内容、成長性、収益性、財務健全性などを 勘案して厳選します。また、業種配分、バリュエーションなどを考慮して、ポート フォリオを構築します。
- 株式への実質投資割合は、原則として高位(概ね80%以上)を維持することを 基本とします。ただし、投資環境、資金動向、市況動向などを勘案して、運用 担当者が適切と判断した場合には、現金割合等の引上げおよび有価証券 先物取引等により、実質的な株式への投資割合を引下げるように努めます。
- 様式以外の資産(マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。)の投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## 【運用プロセス】

#### マクロ分析

経済・社会・金融・政治・国際 情勢等の分析

#### ミクロ・マーケット分析

市場の需給・個別銘柄の バリュエーション・業績等 の分析



#### ポートフォリオ構築

成長性、バリュエーション、 リスク等を考慮し、投資魅力度 が高い組み入れ銘柄を選定



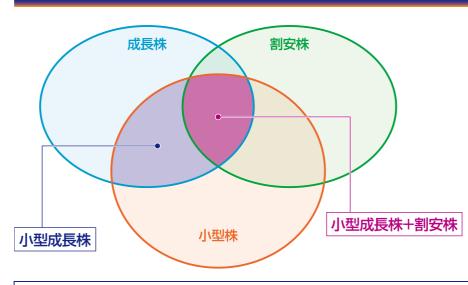
リスク管理・ 投資成果分析

## なぜ小型株

- ①景気回復に沿って、企業業績の増益基調続くが、株式市場ではINDEX運用の比率が高まってきました。大型・コア銘柄の株価形成が海外投資家動向に依存する傾向にあります。株式市場は大型・コア銘柄へ投資の集中(縦への上伸、主要指数を意識した投資)が、中小型株への投資の分散(横への展開、絶対リターンを意識した投資)へ変化しつつあると推測します。
- ②小型株には、ほとんどの投資家から注目されていない魅力的な銘柄が存在し、 それ故成長性・割安性に見合った株価形成がなされていない銘柄が存在します。

内需中心、隙間市場(内外大企業の新規参入が少ない)で成長が期待できる小型株 (小型成長株)が注目されると予想

### 投資のターゲット



株式投資では一般的に、

#### 割安株…

PBRが低い銘柄(ただし、資産価値が時価ベースで毀損する可能性がある銘柄は除外)

#### 成長株⋯

利益成長率の高い銘柄、一般的にPER が高いが、その内注目度の低い小型株 の中には低PERまたは低PBR銘柄が 存在

#### 小型株…

TOPIX500(大型・中型株指数)の構成 銘柄の時価総額はおおよそ2000億 円以上

従って2000億円以下が小型株

小型成長株+割安株または小型成長株が主要投資対象 原則として時価総額2000億円以下の銘柄が主要投資対象

## アベノミクス発動からの株式市場を取り巻く環境変遷

#### 2013年初から 2018年9月頃まで

低金利の継続

量的金融緩和 (日銀による国債・株式投資)

海外投資家2016年度まで 買い越し、2017年度、 2018年度大幅売り越し



## 2018年10月より 2019年8月頃まで

低金利の継続(金利の消失)

量的金融緩和 (国債は実質的に緩和縮小) 海外投資家の買い売りの

海外投資家の負い売りの 分水嶺、売り越し続くが先物を 考慮すればまだら模様に



#### 2019年8月より

低金利の継続(金利の消失)

量的金融緩和 (国債は実質的に緩和縮小)

海外投資家は買い越しに転換

2018年10月からの株式市場調整は、景気底打ち感とほぼ同時期に底入れし、回復トレンドに入りつつあると推測。

カレラAMの見解(2019年12月末)

- ①2019年度、2020年度の企業業績増益率は、小幅ではありますが、小型株が大型株を上回ると予想。
- ②株主還元(配当利回り+自社株買い比率)率は、ピークの更新を継続すると予想。

上記は信頼できると判断した情報に基づき作成していますが、情報の正確性・完全性についてはカレラアセットマネジメントが保証するものではありません。

### アベノミクスの節目と株式市場環境変化

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	*2019年度	銘柄数
TOPIX(騰落率)	28.3%	-12.7%	12.3%	13.5%	-7.3%	8.2%	2154
TOPIX500(騰落率)	28.9%	-13.5%	11.9%	12.6%	-6.5%	7.9%	500
TOPIXSM(騰落率)	22.5%	-4.7%	15.3%	21.3%	-13.4%	10.5%	1654
マザーズ(騰落率)	14.6%	16.1%	4.9%	12.6%	-20.8%	-6.1%	297
ジャスダック(騰落率)	15.6%	-1.1%	21.3%	32.6%	-13.5%	13.7%	705
TOPIX2(騰落率)	32.1%	-6.6%	36.9%	20.3%	-6.1%	7.2%	485
経常利益増益率 (東証一部)	7.0%	2.0%	0.5%	16.3%	2.0%	-3.0%	_

出所:騰落率、銘柄数はブルームバーグデータよりカレラ AM作成 (2019年12月30日現在) 経常利益増益率は三菱UFJモルガンスタンレー証券提供データよりカレラ AM作成 (2019年12月末現在) ※ 2019年度騰落率は2019年3月末から2019年12月末まで

- 2018年年初からの海外投資家の大幅売り越しにより、日本の株式市場も大型株から調整局面入りし、 中小型株へも波及したが、2019年半ば頃に海外投資家の大幅売り越しは終息し、買い越しに転換の兆し
- 2019年度下期から2020年度の増益率予想を見据えて、個別銘柄単位で評価し投資することが重要と認識

## 日本における経済成長の制約条件と新しい成長産業等

人口減少·急速な高齢化

(労働人口減少)

(高齢者・女性の労働参加)

岩盤規制(農地所有の規制、民泊に 関する規制等)

累積した公的債務(社会保障費の膨張)

省人化、省エネの開発型産業特化 高度技能者の待遇改善 事業継承のためのM&A

Society5.0

先進せざるをえない高齢化対策 労働支援ツール、自動運転

医療システム、機器・医薬品産業

農業·観光産業

民間活用産業 耐用年数の延長技術(インフラ施設に対する補修技術の 革新による延命技術)

## 新しい成長産業の投資の切り口

- ・ 省人化、省エネのR&D産業特化
- 先進せざるをえない高齢化サービス
- 医療システム、機器・医薬品産業
- •農業·観光産業
- 民間活用産業

- → グローバルニッチ、オンリーワン企業、AI、IOT
- ♪ 介護産業、自動運転、ICT、ロボット
- → ロボット、再生医療、創薬
- → 6次産業化、ホテル、交通、和食
- → インフラ民間運営(PFI.PPP)

#### 隙間産業、新しい産業は、小型株が優位になると予想

上記は信頼できると判断した情報に基づき作成していますが、情報の正確性・完全性についてはカレラアセットマネジメントが保証するものではありません。

#### ファンドのリスク

当ファンドは、主として、カレラ 日本小型株式マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)している企業の株式のうち、原則として小型株式に投資するなど値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。当ファンドに生じた利益および損失は、すべて投資家の皆様に帰属することになります。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額は、主に以下のリスク要因により、変動することが想定されます。 ただし、基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

#### ①株式の価格変動リスク

当ファンドは、主に国内の株式に投資しますので、当ファンドの基準価額は、株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。このような場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

一般に小型株式や新興企業の株式は、株式市場全体の平均に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。

#### ②信用リスク

株式を発行する企業が、経営不安・倒産等に陥った場合、投資した資金が回収できなくなることがあります。また、こうした状況に陥ると予想された場合、当該企業の株式等の価格は下落し、 当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

一般に小型株式や新興企業の株式の発行企業は、株式発行企業全体の平均に比べて事業規模が比較的小さいため、信用リスクは相対的に高くなる場合があります。

#### ③流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に 急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に株式を売買 できないことがあります。このような場合には、効率的な運用が妨げられ、当該株式の価格の 下落により、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

一般に小型株式や新興企業の株式は、株式市場全体の平均に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高いと考えられます。

#### ④解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク

解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって、保有有価証券を市場実勢と乖離した価格で売却せざるをえないこともあり、基準価額が大きく下落することがあります。

#### ⑤予測不可能な事態が起きた場合等について

その他予測不可能な事態(天変地異等)が起きた場合等、市場が混乱することがあり、一時的に当ファンドの受益権が換金できないこともあります。また、これらの事情や有価証券の売買にかかる代金の受渡しに関する障害が起きた場合等には、当ファンドの受益権の換金代金の支払いが遅延することや、一時的に当ファンドの運用方針に基づいた運用ができなくなるリスクがあります。

#### ※その他の留意点

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、受益権口数が3億口を下回ることとなった場合等には、信託期間中であっても 償還されることがあります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて行う場合があります。したがって、収益分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。また、投資者の個別元本の状況によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。なお、収益分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金の支払いは純資産総額の減少につながり、基準価額の下落要因となります。計算期間中の運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該他のベビーファンドにおいて追加設定および一部解約等がなされた場合には、その結果として、マザーファンドにおいても売買等が生じ、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

#### お申込みメモ

●信 託 設 定 日 2020年3月23日

●信 託 期 間 2030年3月15日まで

●購入の申込期間 当初申込期間:2020年2月25日から2020年3月19日まで

継続申込期間: 2020年3月23日から2021年6月15日まで

ただし、継続申込期間は、上記の期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

●購 入 単 位 最低単位を1円単位または1□単位として販売会社が定める単位とします。

●購入価額 当初申込期間:1□当たり1円

継続申込期間:購入申込受付日の基準価額

●換 金 単 位 最低単位を1□単位として販売会社が定める単位とします。

●換 金 価 額 換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額

●換 金 代 金 原則として、換金申込受付日から起算して4営業日目からお支払いします。

●申 込 締 切 時 間 原則として、午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。

●決 算 日 年2回(原則として、毎年3月15日、9月15日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)

※初回の決算日は2020年9月15日とします。

●収 益 分 配 毎決算時に、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。

ただし、必ず分配を行うものではなく、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。

※公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度、未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

※詳しくは、販売会社または委託会社までお問い合わせください。

#### ファンドの費用

#### ■購入時に直接ご負担いただく費用

●購入時手数料:原則として、申込受付日の基準価額(当初申込期間は1□当たり1円)に対して上限3.30%(税抜3.00%)とします。

#### ■換金時に直接ご負担いただく費用

●換金時手数料:かかりません。

●信託財産留保額:換金申込受付日の基準価額に<u>0.3%</u>の 率を乗じて得た額とします。

#### ■投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用

- ●運用管理費用(信託報酬):信託財産の純資産総額に 年率1.6885%(税抜1.535%)を乗じて得た額とします。
- ●その他費用:ファンドの監査費用、目論見書、有価証券 届出書、有価証券報告書、運用報告書など法定書類等の 作成、印刷および交付または提出費用、公告費用等の 管理、運営にかかる費用、有価証券等の取引に伴う手数料 (売買委託手数料、保管手数料等)、信託財産に関する 租税、証券投資信託管理事務委託手数料、信託事務の 処理等に要する諸費用等(その他費用については、 運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等 を表示することができません。)

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 ※詳しくは、販売会社または委託会社までお問い合わせください。

#### 委託会社、その他関係法人

#### ●委託会社:カレラアセットマネジメント株式会社

当ファンドの委託会社として、受益権の募集、受益権の発行、信託財産の運用指図、投資信託説明書(交付目論見書)・運用報告書の作成等を行います。

●受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

●販売会社:光証券株式会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書(交付目論見書)・運用報告書の交付、一部解約の実行請求の受付ならびに収益分配金・償還金および一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

#### 投資信託に関する留意点

- ◆当資料は、カレラアセットマネジメント株式会社が作成した資料です。
- ◆投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ◆当資料記載の情報は、作成時点のものであり、市場の環境やその他の状況によって予告なく変更することがあります。 データ等参考情報は信頼できる情報をもとに作成しておりますが、正確性・完全性について当社が責任を負うものではありません。
- ◆当資料記載の内容は将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。
- ◆投資信託は、株式、公社債などの値動きのある証券(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されるものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。
- ◆投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元本及び利息の保証はありません。
- ◆投資信託は、預金または保険契約ではないため、預金保険及び保険契約者保護機構の保護の対象にはなりません。
- ◆登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ◆ご購入に際しては、販売会社より最新の投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので、必ず内容をご確認の上、ご自身で 判断して下さい。

## 目論見書補完書面(投資信託)

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。) この書面、手数料に関する書面及び目論見書の内容をよくお読みください。

#### 1. 当ファンドの販売手数料

(1) 口数指定で購入する投資信託の場合

当社における購入手数料は、購入金額(購入口数×購入申込日の基準価額)に、 手数料率(3.08%(税抜 2.8%))を乗じて次のように計算します。

購入手数料=購入口数×基準価額×3.08%(税抜 2.8%)÷10,000

例えば、基準価額 10,000 円の時に 1,000,000 口購入いただく場合は

購入手数料=1,000,000 ロ×10,000 円×0,0308÷10,000=30,800 円

となり、合計 1,030,800 円お支払いただくこととなります。

(2) 約定金額指定で購入する投資信託の場合(NISA・ジュニアNISAのみ) 当社における購入手数料は、購入金額(ご指定いただいた金額)に、手数料率(3.08%(税 抜 2.8%))を乗じて次のように計算します。

購入手数料=購入金額×3.08%(税抜 2.8%)

例えば、購入金額 1,000,000 円を約定金額指定し購入いただく場合は 購入手数料=1,000,000 円×0.0308=30,800 円 となり、合計 1,030,800 円お支払いただくこととなります。

- 2. この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません。
  - ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 3. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

4. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、 当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- (1) お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- (2) お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部を(前受金等)お預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- (3) 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- (4) ご注文いただいたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます)。

#### 当社の概要

商 号 等 光証券株式会社 金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第30号

本店所在地 〒650-0001 兵庫県神戸市中央区加納町 3-4-2

連絡先 078-391-2305 又はお取引のある支店にご連絡ください。

加入協会 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

指 定 紛 争 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

解決機関 (「金融 ADR 制度のご案内」をご参照ください)

資本金513百万円主な事業金融商品取引業

設立年月 昭和 23年 4月

#### 当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住 所: **〒**650-0001 神戸市中央区加納町 3-4-2

電話番号:078-391-2180

受付時間:月曜日~金曜日 9時00分~17時00分(祝日を除く)

#### 金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)」を利用することができます。

住所 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号 第二証券会館

電話番号: 0120-64-5005 (FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。)

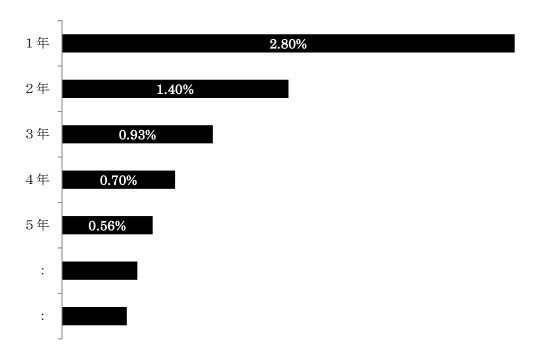
受付時間:月曜日~金曜日 9時00分~17時00分(祝日を除く)

## 販売手数料に関するご説明

■投資信託の販売手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶ ほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

#### 例えば、販売手数料が 2.8%(税抜き)の場合

【保有期間】 【1年あたりのご負担率(税抜き)】



#### ※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。

実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については目論見書や補完書面でご確認ください。投資信託をご購入いただいた場合には、上記の販売手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご 負担いただきます。

また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は目論見書又は目論見書補完書面でご確認ください。